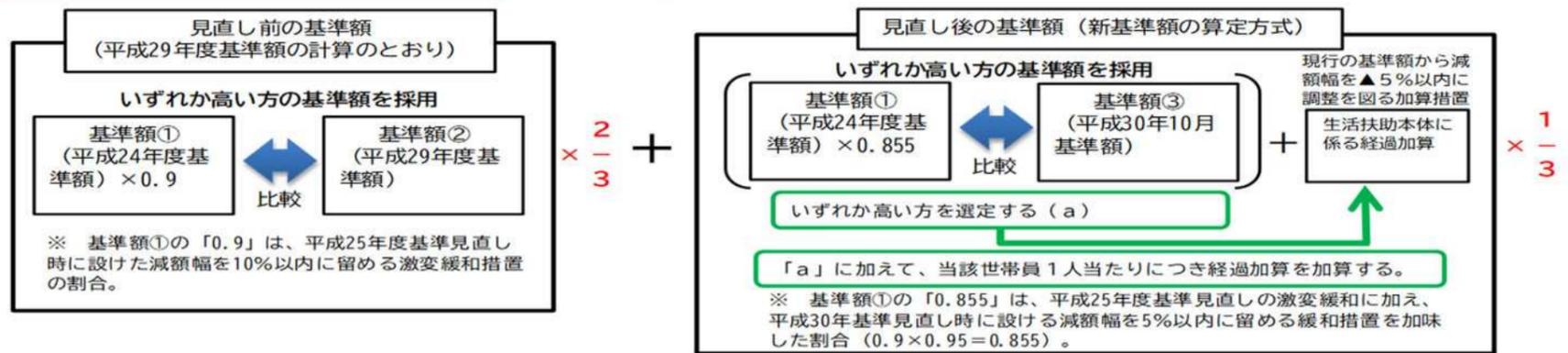


平成30年10月以降における生活扶助基準額の算出方法の概要

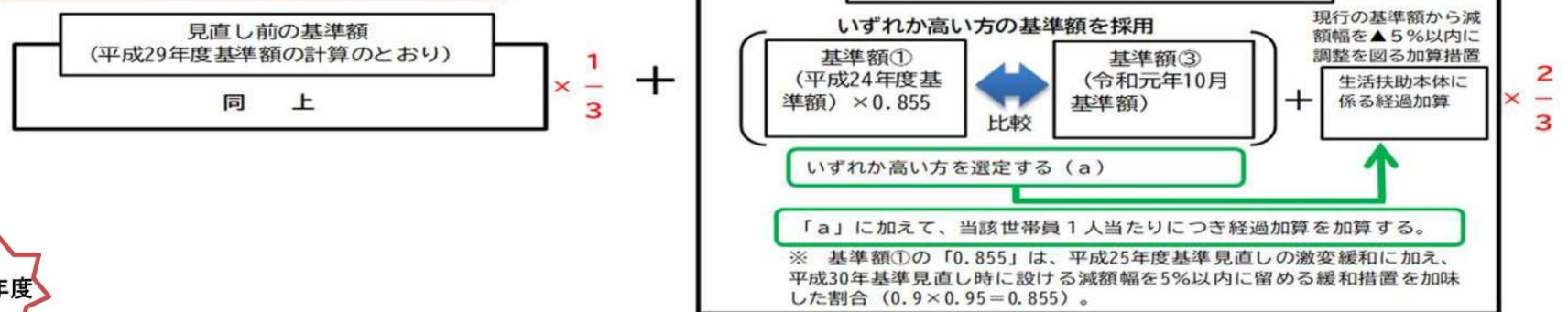
- 平成30年10月以降の生活扶助基準の見直しについては、平成29年度の基準額から減額幅をマイナス5%以内とする緩和措置を行うこととしている。
- 平成25年8月の生活扶助基準見直しにおいて、平成24年度基準額から減額幅をマイナス10%以内とする緩和措置を講じており、一部の世帯では、現行の基準額が平成24年度基準額を基に設定されていることを踏まえ、「(基準額①)平成24年度基準額表」と「(基準額③)平成30年10月基準額表」の2つの基準額表を設定した上で、現行の基準額から減額幅マイナス5%以内に調整を図る経過的加算を設けて、生活扶助基準額を算出することとする。なお、令和2年度の基準変更に伴い、基準額③は「(基準額③)令和2年度10月基準額表」に変更となった。
- また、生活保護受給世帯への激変緩和措置として、3年間をかけて段階的に基準額を改定することとしている。今回は、施行3年目で計算方法は以下のとおりとする。

施行1年目（平成30年10月～令和元年9月）

(注) 端数処理は10円未満は切上げる。



施行2年目（令和元年10月～令和2年9月）



今年度

施行3年目（令和2年10月～）

※ 「見直し前の基準額」の計算は不要。



令和2年10月以降の生活扶助基準額表【1級地1】

生活扶助基準 (第1類)			生活扶助第1類逓減率			生活扶助基準 (第2類)			生活扶助に係る経過的加算額					
年齢	平成24年度	令和2年度	人員	平成24年度	令和2年度	人員	平成24年度	令和2年度	世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
	基準額①	基準額③		逓減率①	逓減率③		基準額①	基準額③						
0~2	21,820	44,630	1	1.0000	1.0000	1	45,320	28,890	0~2	0	0	0	4,530	4,290
3~5	27,490	44,630	2	1.0000	0.8548	2	50,160	42,420	3~5	0	0	0	2,370	2,200
6~11	35,550	45,640	3	1.0000	0.7151	3	55,610	47,060	6~11	0	0	0	0	0
12~17	43,910	47,750	4	0.9500	0.6010	4	57,560	49,080	12~17	410	0	0	0	0
18~19	43,910	47,420	5	0.9000	0.5683	5	58,010	49,110	18~19	740	0	0	0	0
20~40	42,020	47,420							20~40	110	0	0	0	0
41~59	39,840	47,420							41~59	930	0	1,070	0	0
60~64	37,670	47,420							60~64	570	0	940	770	570
65~69	37,670	45,330							65~69	2,660	0	2,280	770	570
70~74	33,750	45,330							70~74	0	0	0	150	110
75~	33,750	40,920							75~	2,090	0	1,270	150	110